

電気需給約款 (2022 年 9 月)	電気需給約款 (2023 年 9 月) ※新約款
<p>電気個別需給約款</p> <p>【関西電力エリア】</p> <p>毎日充電無料プラン</p> <p>毎日充電無料 CO2 フリープラン</p> <p>2022 年 12 月 1 日実施</p> <p>MCリテールエナジー株式会社</p>	<p>電気個別需給約款</p> <p>【関西電力エリア】</p> <p>毎日充電無料プラン</p> <p>毎日充電無料 CO2 フリープラン</p> <p>2023 年 9 月 1 日実施</p> <p>MCリテールエナジー株式会社</p>
<p>第 3 条 契約種別および料金</p> <p>1. 毎日充電無料プラン (6kVA 未満)</p> <p>(2) 毎日充電無料プランに係る特則</p> <p>毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> <p>(a) 毎日充電無料プランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量 (実測値) が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。</p> <p>(b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ電動車用充電設備における充電電力量を計測する計測機器 (以下、「充電使用量計測機器」といいます。) を設置すること。 ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 ・ 毎日充電無料プランは、EV・PHEV を保有されている方を対象としたプランですので、お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合、あるいは EV・PHEV の充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 <p>(c) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。</p> <p>(4) 最大需要容量</p> <p>最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。</p>	<p>第 3 条 契約種別および料金</p> <p>1. 毎日充電無料プラン (6kVA 未満)</p> <p>(2) 毎日充電無料プランに係る特則</p> <p>毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> <p>(a) 毎日充電無料プランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量 (実測値) が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。</p> <p>(b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ電動車用充電設備における充電電力量を計測する計測機器 (以下、「充電使用量計測機器」といいます。) を設置すること。 ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。 <p>(c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。 ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。 <p>(d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。</p> <p>1. 最大需要容量</p> <p>(a) 最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。</p>

(5) 料金

料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 1 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 最低料金

最低料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。

最初の 15 kWh まで	341 円 01 銭 / 契約
---------------	-----------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第 1 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	合計（税込）
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 70 銭

2. 毎日充電無料プラン（6kVA～49kVA）

(2) 毎日充電無料プランに係る特則

毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) 毎日充電無料プランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。
- (b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

(b) 電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6kVA 以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。

2. 料金

料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 1 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 最低料金

最低料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。

最初の 15 キロワット時 まで	3,500 円 00 銭 / 契約
------------------	-------------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第 1 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	合計（税込）
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 70 銭

2. 毎日充電無料プラン（6kVA～49kVA）

(2) 毎日充電無料プランに係る特則

毎日充電無料プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) 毎日充電無料プランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。
- (b) 毎日充電無料プランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

- ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
- ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。
- ・ 毎日充電無料プランは、EV・PHEV を保有されている方を対象としたプランですので、お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合、あるいは EV・PHEV の充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

(c) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。

(4) 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(a) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、第 2 号 (4) (a) にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項 により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

(b) お客さまから第 2 号 (4) (a) または (b) のお申し出を受けた場合で、当社において契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと認める場合に限り、契約容量は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

- ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
- ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。

(c) 毎日充電無料プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

- ・ お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。
- ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。
- ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。

(d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）第 1 項 により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

(c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合には、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(c) 電気の使用実態に応じ、第2号(4)(a)、(b)または(c)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第2号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第2号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 63 銭

3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6kVA 未満）

(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則

毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は1需要場所ごとに、1台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1台のみとします。

(b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第2号(2)(a)で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第2号(2)(a)で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 63 銭

3. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6kVA 未満）

(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則

毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前1時から午前5時までの4時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は1需要場所ごとに、1台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は1台のみとします。

(b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

電気需給約款（2022 年 9 月）	電気需給約款（2023 年 9 月）※新約款				
<p>・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。</p> <p>・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。</p> <p>(c) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象としたプランですので、お客様の EV・PHEV の保有を確認できない場合、あるいは EV・PHEV の充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただきます。</p> <p>(d) お客様もしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客様の責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。</p> <p>(4) 最大需要容量 最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。</p> <p>(5) 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 3 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客様が「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。</p> <p>(a) 最低料金 最低料金は、「1 月」につき、以下のとおりといたします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。</p>	<p>・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。</p> <p>・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。</p> <p>(c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客様で、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただきます。</p> <p>・ お客様の EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客様は、すみやかにご提出をいただきます。</p> <p>・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。</p> <p>・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。</p> <p>(d) お客様もしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客様の責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。</p> <p>(4) 最大需要容量 (a) 最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。</p> <p>(b) 電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前通知の上、6kVA 以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。</p> <p>(5) 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 3 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客様が「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。</p> <p>(a) 最低料金 最低料金は、「1 月」につき、以下のとおりといたします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">最初の 15 kWh まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">341 円 01 銭 / 契約</td> </tr> </table>	最初の 15 kWh まで	341 円 01 銭 / 契約	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">最初の 15 キロワット時 まで</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">3,500 円 00 銭 / 契約</td> </tr> </table>	最初の 15 キロワット時 まで	3,500 円 00 銭 / 契約
最初の 15 kWh まで	341 円 01 銭 / 契約				
最初の 15 キロワット時 まで	3,500 円 00 銭 / 契約				

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第 3 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 70 銭

4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6kVA～49kVA）

(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則

毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。

(b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

- ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
- ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。

(c) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象としたプランです。で、お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合、あるいは EV・PHEV の充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

(d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。

(4) 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係

(b) 電力量料金

電力量料金は、当社が第 3 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。

使用量	単価（税込）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 70 銭

4. 毎日充電無料 CO2 フリープラン（6kVA～49kVA）

(2) 毎日充電無料 CO2 フリープランに係る特則

毎日充電無料 CO2 フリープランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの 4 時間につき、電動車用充電設備における充電電力量（実測値）が無料となるプランです。当該計測機器は 1 需要場所ごとに、1 台までの設置とし、計測可能な電動自動車用充電設備は 1 台のみとします。

(b) 毎日充電無料 CO2 フリープランは、以下の条件に該当する方がお申込みいただけます。万が一、該当しないことが確認できた場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

- ・ EV・PHEV を保有されていて、同一需要場所内に電動車用充電設備をすでに有しており、かつ充電使用量計測機器を設置すること。
- ・ EV・PHEV における充電使用量計測機器をプラン継続の間設置を継続いただけること。

(c) 毎日充電無料 CO2 フリープランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

- ・ お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。
- ・ 充電使用量計測機器で計測可能な設備で EV・PHEV の充電以外の用途で電力を使用していることが確認できた場合。
- ・ 充電使用量計測機器で計測可能な電動自動車用充電設備を 2 台以上設置していることが確認できた場合。

(d) お客さまもしくは当社がプランを解約した場合、当社は充電使用量計測機器の撤去工事を行わず、お客さまの責任と負担で充電使用量計測機器を適切に撤去および廃棄等の処理をしていただきます。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

電気需給約款（2022 年 9 月）

数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (a) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、第 4 号 (4) (a) にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。
- (b) お客さまから第 4 号 (4) (a) または (b) のお申し出を受けた場合で、当社において契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと認める場合に限り、契約容量は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。
- (c) 電気の使用実態に応じ、第 4 号 (4) (a) 、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.1 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.1 によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.1 によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭

(b) 電力量料金

電気需給約款（2023 年 9 月）※新約款

- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。
ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。
ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。
- (c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。
- (d) 電気の使用実態に応じ、(a) 、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.1 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.1 によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.1 によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯での電動車用充電設備における充電使用量（実測値）も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	700 円 00 銭

(b) 電力量料金

電気需給約款（2022 年 9 月）	電気需給約款（2023 年 9 月）※新約款																												
<p>電力量料金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。</p> <table border="1" data-bbox="240 264 1311 451"> <thead> <tr> <th>使用量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 91 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>21 円 12 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 63 銭</td> </tr> </tbody> </table>	使用量	単価（税込）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 63 銭	<p>電力量料金は、当社が第 4 号 (2) (a) で定めた時間帯でのご使用量も含め、お客さまがその「1 月」に実際に使用された電力量によって、以下の単価を適用して算定します。</p> <table border="1" data-bbox="1531 264 2602 451"> <thead> <tr> <th>使用量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 91 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>21 円 12 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 63 銭</td> </tr> </tbody> </table>	使用量	単価（税込）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 63 銭												
使用量	単価（税込）																												
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭																												
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭																												
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 63 銭																												
使用量	単価（税込）																												
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭																												
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭																												
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 63 銭																												
<p>附 則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日 本個別約款は、2022 年 12 月 1 日から実施します。ただし、第 3 条（契約種別および料金）第 1 号 (6) (h)、第 2 号 (6) (h)、第 3 号 (6) (i)、第 4 号 (6) (i) については、2023 年 2 月 1 日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>1. 本個別約款の実施期日 本個別約款は、2023 年 9 月 1 日から実施します。 本個別約款実施後の新たな料金は、2023 年 9 月検針日～2023 年 10 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023 年 9 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023 年 10 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2023 年 11 月となります。</p>																												
<p>別紙 1 燃料費調整 別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <table border="1" data-bbox="240 1052 1110 1146"> <thead> <tr> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0140</td> <td>0.3483</td> <td>0.7227</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="332 1161 626 1255"> <tr> <td>基準燃料価格</td> </tr> <tr> <td>27,100 円</td> </tr> </table> <p>第 3 条（契約種別および料金）第 1 号、第 3 号契約種別の場合</p> <table border="1" data-bbox="332 1356 1178 1589"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準単価</th> </tr> <tr> <th>最低料金</th> <th>電力量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td>15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> </tr> <tr> <td>2 円 47.5 銭</td> <td>16.5 銭/kWh</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条（契約種別および料金）第 2 号、第 4 号契約種別の場合</p> <table border="1" data-bbox="332 1715 626 1810"> <tr> <td>基準単価</td> </tr> <tr> <td>16.5 銭/kWh</td> </tr> </table> <p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>	α	β	γ	0.0140	0.3483	0.7227	基準燃料価格	27,100 円	基準単価		最低料金	電力量料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	2 円 47.5 銭	16.5 銭/kWh	基準単価	16.5 銭/kWh	<p>別紙 1 燃料費調整 別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <table border="1" data-bbox="1581 1052 2451 1146"> <thead> <tr> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0140</td> <td>0.3483</td> <td>0.7227</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1626 1222 2208 1316"> <tr> <td>基準燃料価格</td> <td>基準単価</td> </tr> <tr> <td>27,100 円</td> <td>16.5 銭/ キロワット時</td> </tr> </table> <p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>	α	β	γ	0.0140	0.3483	0.7227	基準燃料価格	基準単価	27,100 円	16.5 銭/ キロワット時
α	β	γ																											
0.0140	0.3483	0.7227																											
基準燃料価格																													
27,100 円																													
基準単価																													
最低料金	電力量料金																												
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき																												
2 円 47.5 銭	16.5 銭/kWh																												
基準単価																													
16.5 銭/kWh																													
α	β	γ																											
0.0140	0.3483	0.7227																											
基準燃料価格	基準単価																												
27,100 円	16.5 銭/ キロワット時																												

電気需給約款（2022 年 9 月）	電気需給約款（2023 年 9 月）※新約款